

金利スワップの特例処理の会計処理

ヘッジ会計⑥

金融調査部 研究員 斎藤航

第19回では、金利スワップの特例処理の会計処理例について見ていきます。

前回のまとめ：金利スワップの特例処理では期末に時価評価を行わない

第13回で説明した通り、金利スワップはデリバティブに該当するため、原則として毎期末に時価評価を行います。しかし、第18回で説明した要件を満たす場合は、金利スワップを時価評価しない代わりに、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象の利息に加減します(金利スワップの特例処理)。

例えば、変動金利での借入れについて、変動金利を受け取り固定金利を支払う金利スワップを締結した場合、実質的に固定金利で借入れたのと同じ効果があります。一定の要件を満たしたときに、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象の利息に加減することで、実質的に支払利息が固定金利に変換されたことを会計上でも表現できます。

金利スワップの特例処理の会計処理

それでは、金利スワップの特例処理の会計処理例を見ていきます¹。A社(3月決算)は、X1年7月1日に期間5年、変動金利(6か月TIBOR+1.0%)で100,000円の借入れを行いました。変動金利を固定金利に変換するため、TIBOR+1.0%の変動金利を受け取り、1.20%の固定金利を支払う、期間5年、想定元本100,000円の金利スワップ契約を同日(X1年7月1日)に締結しました。

借入金、金利スワップの利息は、いずれも後払いで12月31日と6月30日に支払われるとします。また、支払金利は利払日から6か月前の水準が適用されるとします。例えば、第1回利払日であるX1年12月31日では、その6か月前であるX1年7月1日のTIBORの水準をもとに

¹ 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」設例23をもとに作成しました。なお、LIBORは2021年12月末に公表停止されるため、インデックスをTIBORにしました。TIBORは銀行の企業向け貸出金利の指標として使用されています。LIBORがロンドン市場での銀行間取引金利であるのに対し、TIBORは東京市場での銀行間取引金利です。

利息の支払いが行われます。

なお、金利スワップと借入金については、金利スワップの想定元本と借入金の元本金額が同一であり、金利スワップの契約期間およびヘッジ対象の満期も同一であるなど金利スワップの特例処理を適用するための条件を満たすとします。

図表2 TIBOR および変動金利の推移

	TIBOR	変動金利 (=TIBOR+1.0%)
X1年 7月 1日	0.12%	1.12%
X1年12月31日	0.30%	1.30%

(注) いずれも年率で表示しています。

(出所) 大和総研作成

① X1年7月1日（借り入れおよび金利スワップ契約締結日）

【借り入れ】

100,000円の借り入れを行ったため、借方に現金を資産の増加として計上するとともに、貸方に借入金を負債の増加として計上します。

(借方)		(貸方)	
現金	100,000円	借入金	100,000円

【金利スワップ契約の締結】

[第13回](#)で説明した通り、契約締結時には金利スワップの時価はゼロであると考えられるため、仕訳は不要です。

② X1年12月31日（第1回利払日）

【借入金の利息の計上】

まず、借入金の利息について計上します。前提条件の通り、第1回利払日であるX1年12月31日では、その6か月前であるX1年7月1日のTIBORの水準をもとに利息の支払いが行われるため、変動金利は年率1.12%です。借入金の元本は100,000円で、借り入れから6か月経過していることに注意すると、支払利息は、 $100,000 \text{円} \times 1.12\% \times 6/12 = 560 \text{円}^2$ となります。利息を現金で支払ったとすると、借方に支払利息560円を費用として計上し、貸方に現金560円を資産の減少として計上することになります。

² 借入金の元本金額×変動金利×借入開始日から第1回利払日までの月数/12か月（1年）

(借方)		(貸方)	
支払利息	560円	現金	560円

【金利スワップの特例処理】

金利スワップの特例処理を適用しているため、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象である借入金の利息に加減します。変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップを締結しているため、受払いの純額(受取額－支払額)は、 $100,000円 \times (1.12\% - 1.20\%) \times 6/12 = -40円$ ³とマイナスとなり、支払額の方が多いため、費用となります。そのため、40円を支払利息(費用)として借方に計上し、借入金の支払利息に加算します。また、同額を現金(資産)の減少として貸方に計上します。

(借方)		(貸方)	
支払利息	40円	現金	40円

③ X2年3月31日(決算日)

第2回利払日はX2年6月30日ですが、当期に属する利息は決算日に計上します。つまり、第2回利払日には、X2年1月1日(第1回利払日後)からX2年6月30日(第2回利払日)までの利息が支払われますが、そのうち、X2年1月1日(第1回利払日後)からX2年3月31日(決算日)までに相当する利息は当期(X1年度)に属するものとして仕訳をします。

【借入金の未払利息の計上】

前提条件の通り、第2回利払日であるX2年6月30日では、その6か月前であるX1年12月31日のTIBORの水準をもとに利息の支払いが行われるため、変動金利は年率1.30%です。借入金の元本は100,000円で、決算日は第1回利払日後から3か月経過していることに注意すると、支払利息は、 $100,000円 \times 1.30\% \times 3/12 = 325円$ ⁴となります。借方に支払利息325円を費用として計上します。それと同時に、実際には利息は6月30日に支払うことになっているため、「未払利息」という科目を用い貸方に計上します。将来(6月30日)利息を支払う義務をA社は負っているため、未払利息は負債となります。

(借方)		(貸方)	
支払利息	325円	未払利息	325円

³ 金利スワップの想定元本×(変動金利－固定金利)×借入開始日から第1回利払日までの月数/12か月(1年)

⁴ 借入金の元本金額×変動金利×第1回利払日後から決算日までの月数/12か月(1年)

【金利スワップの特例処理】

金利スワップの特例処理を適用しているため、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象である借入金の支払利息に加減します。②X1年12月31日（第1回利払日）と同様に考えればよく、変動金利が1.30%、固定金利が1.20%であるため、受払いの純額（受取額－支払額）は、 $100,000 \text{円} \times (1.30\% - 1.20\%) \times 3/12 = 25 \text{円}$ ⁵でプラスです。受取額の方が多いため、支払利息の減少として貸方に計上し、借入金の支払利息を減算させます。なお、この25円は貸方に計上しますが、ヘッジ対象（借入金）の支払利息と相殺するので、勘定科目は、受取利息ではなく、支払利息となります。

また、実際には金利スワップの受払いは6月30日にするため、借方に未収利息を計上します。将来（6月30日）利息を受け取る権利をA社は有しているため、未収利息は資産となります。

(借方)	(貸方)
未収利息 25円	支払利息 25円

④ X2年6月30日（第2回利払日）

【借入金の利息の支払い】

6か月前であるX1年12月31日のTIBORの水準をもとに利息の支払いが行われるため、変動金利は年率1.30%です。従って、第1回利払日後からの6か月分の利息の $100,000 \text{円} \times 1.30\% \times 6/12 = 650 \text{円}$ ⁶を現金で支払うため、現金（資産）の減少として計上します。また、650円のうち、第1回利払日後から決算日までの325円は未払利息として決算日に貸方に計上していたため、借方に戻し入れします。残りの決算日後から第2回利払日までの325円は支払利息（費用）として借方に計上します。

(借方)	(貸方)
支払利息 325円	現金 650円
未払利息 325円	

【金利スワップの特例処理】

第1回利払日後から第2回利払日までの6か月分の金利スワップによる金銭の受払いの純額の $100,000 \text{円} \times (1.30\% - 1.20\%) \times 6/12 = 50 \text{円}$ ⁷を現金として受け取り、現金（資産）の増加

⁵ 金利スワップの想定元本 × (変動金利－固定金利) × 第1回利払日後から決算日までの月数 / 12か月 (1年)

⁶ 借入金の元本金額 × 変動金利 × 第1回利払日後から第2回利払日までの月数 / 12か月 (1年)

⁷ 金利スワップの想定元本 × (変動金利－固定金利) × 第1回利払日後から第2回利払日までの月数 / 12か月 (1年)

として借方に計上します。

③X2年3月31日（決算日）で第1回利払日後から決算日までの3か月分は未収利息25円を借方に計上しているのを貸方に戻し入れます。また、金利スワップの特例処理を適用しているため、決算日後から第2回利払日までの3か月分の金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象である借入金の支払利息に加減します。決算日後から第2回利払日までの期間の受払いの純額（受取額－支払額）は、 $100,000 \text{円} \times (1.30\% - 1.20\%) \times 3/12 = 25 \text{円}$ ⁸でプラスなので、支払利息の減少として貸方に計上します。

(借方)		(貸方)	
現金	50円	支払利息	25円
		未収利息	25円

以上が、借入および金利スワップ契約締結から1年間の取引の仕訳ですが、残りの4年間についても同様に仕訳を行います。なお、X1年7月1日（借り入れおよび金利スワップ契約締結日）からX2年3月31日（決算日）までの支払利息を合計すると、 $560 \text{円} + 40 \text{円} + 325 \text{円} - 25 \text{円} = 900 \text{円}$ となります。仮に最初から1.20%の固定金利で借り入れをしたとすると、支払利息は $100,000 \text{円} \times 1.20\% \times 9/12 = 900 \text{円}$ ⁹となることから、金利スワップ契約により、借入金の利息を1.20%の固定金利で確定したのと同じことになっていることが確認できます。

上記の会計処理例では、変動金利が東京銀行間取引金利（TIBOR）に連動するものとししました。ただし、これまでは、金利がロンドン銀行間取引金利（LIBOR）に連動する変動金利の借り入れや債券の発行を行い、LIBORに連動する変動金利と固定金利を交換する金利スワップをヘッジ手段としたヘッジ会計を適用することが広く行われてきました。しかし、LIBORの公表は2021年12月末をもって恒久的に停止されることが決定されています¹⁰。そこで、企業会計基準委員会は、2020年9月29日に実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表し、LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計についての会計処理の取扱いを明らかにしています。今回は、LIBOR公表停止によるヘッジ会計への影響について見ていきます。

（次回予告：第20回 LIBOR公表停止によるヘッジ会計への影響）

以上

⁸ 金利スワップの想定元本×（変動金利－固定金利）×決算日後から第2回利払日までの月数／12か月（1年）

⁹ 借入金の元本金額×固定金利×借入開始日から決算日までの月数／12か月（1年）

¹⁰ ただし、一部のドル建てLIBORは2023年6月30日に公表停止されます。また、一部の円建てLIBOR（1か月、3か月、6か月）については、2022年末までに限り、算出方法を変更した「シンセティックLIBOR」が公表される予定です。